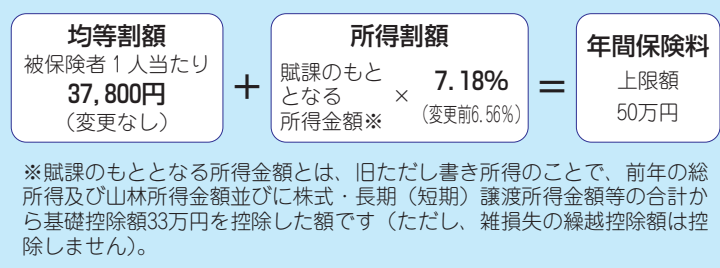


後期高齢者医療保険料

問 保険年金課
高齢者医療係
☎724・2144

図1 年間保険料の算出



後期高齢者医療制度の対象となる方(被保険者)は、①75歳以上の方、②65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)です。

※後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなり、保険料が改定されました。

平成22・23年度の後期高齢者医療保険料率が、東京都後期高齢者医療広域連合により図1のとおり7・18%に改定されました。改定の要因は医療費の増加が見込まれていることなどです。

後期高齢者医療制度の対象となる方(被保険者)は、①75歳以上の方、②65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)です。

※後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなり、保険料が改定されました。

平成22・23年度の後期高齢者医療保険料率が、東京都後期高齢者医療広域連合により図1のとおり7・18%に改定されました。改定の要因は医療費の増加が見込まれていることなどです。

保険料の増加を抑制する対策として

○本来保険料で賄うべき項目について区市町村が負担します(町田市は今年度約2億9000万円の負担を予定しています)。

○国・都・広域連合で設置している基金を活用すること、などを行っています。

表1 均等割額の軽減

所得金額の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
1 基礎控除額(33万円)以下	8.5割
2 8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
3 基礎控除額(33万円) + (24万5000円 × 世帯主を除く被保険者数)	5割
4 基礎控除額(33万円) + (35万円 × 被保険者数)	2割

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた金額で判断します。

今年度、保険料率が改定になったことにより、前年と所得が同額でも10月以降の保険料が上がることがあります。

年金収入のみの場合の保険料の計算例(年額)

ケース1 単身世帯の本人の収入が年金のみの場合

年金収入額	80万円	160万円	200万円	240万円
軽減率	9割軽減	8.5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額	3,780円	5,670円	30,240円	37,800円
軽減率	-	10割軽減	5割軽減	軽減なし
所得割額	0円	0円	16,873円	62,466円
保険料額	3,700円	5,600円	47,100円	100,200円

100円未満切り捨て

ケース2 夫婦2人世帯で、夫の収入が年金のみ、妻の収入が年金80万円の場合

夫の年金収入額	80万円	120万円	170万円	200万円
軽減率	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額	3,780円	5,670円	18,900円	30,240円
軽減率	-	-	7.5割軽減	5割軽減
所得割額	0円	0円	3,051円	16,873円
保険料額	3,700円	5,600円	21,900円	47,100円
妻の保険料	軽減率 9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額	3,780円	5,670円	18,900円	30,240円
所得割額	0円	0円	0円	0円
保険料額	3,700円	5,600円	18,900円	30,200円
夫婦の保険料合計	7,400円	11,200円	40,800円	77,300円

100円未満切り捨て

※妻は、年金収入が80万円であることから、所得割額はかかりません。

平成21年度、介護に従事する方の処遇改善のために介護報酬が3%増額されました。

国からの交付金による保険料の軽減

介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)と合わせてお支払いいただきます。

保険料額や計算方法は加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

国からの交付金による保険料の軽減

今回の納入通知書は、6月4日までの届出内容及び介護保険課で把握した前年所得を基に算定しています。6月5日以降の情報を反映した納入通知書は、8月以降にお送りします。

〔40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料〕

介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)と合わせてお支払いいただきます。

表3 所得区分別保険料額

市民税の課税状況	要件	段階	年額保険料	
世帯	生活保護受給者	第1段階	21,300円	
非課税世帯※1	老齢福祉年金受給者	80万円以下	第2段階	23,700円
		80万円超	第3段階	33,100円
		80万円以下	特4段階	33,100円
		80万円超	第4段階(基準)	47,400円
課税世帯※2	合計所得金額※3	125万円未満	第5段階	49,700円
		125万円以上200万円未満	第6段階	54,500円
		200万円以上300万円未満	第7段階	59,200円
		300万円以上500万円未満	第8段階	71,100円
		500万円以上	第9段階	94,800円

※1 非課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者がひとりもない世帯。
 ※2 課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者がひとりでもいる世帯。
 ※3 合計所得金額…純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額(特別控除前)、山林所得等の合計をいいます。

均等割額は、被保険者1人当たり3万7800円、所得割額は賦課のもととなる所得金額 × 7・18%と定められています(図1)。

※所得割が課税されている方で、前年度から特別徴収が続いている方の4・6・8月分は仮徴収となり平成22年2月の納付額と同額です。

7月15日に発送予定の平成22年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、今回、前年所得等が把握できなかった方については、均等割額のみで通知しています。所得等が把握できた場合には、8月以降に通知します。

〔保険料の軽減〕

均等割額の軽減

所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて軽減されます(表1)。

所得割額の軽減

厚生年金の一般的な収入211万円(賦課のもととなる所得58万円)までの所得階層の方を対象に保険料の所得割額が軽減されます(表2)。

※被扶養者だった方の特例：後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自身の保険料を支払っていなかった方

〔保険料の減免〕

災害、失業、世帯主の死亡や長期入院などの理由により保険料を納付することが困難な場合には、保険料の徴収を猶予したり、減免する制度がありますのでご相談下さい。

※後期高齢者医療制度Ⅱ長寿医療制度(町田市では4月から正式名称の「後期高齢者医療制度」を使用しています)

〔保険料の算出方法〕

保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が50万円に設定されています。

均等割額は、被保険者1人当たり3万7800円、所得割額は賦課のもととなる所得金額 × 7・18%と定められています(図1)。

〔被保険者証等が更新されます〕

後期高齢者医療制度の「被保険者証」と非課税世帯で申請された方に交付している「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成22年7月31日までとなっています。

8月1日以降に使用する「被保険者証」は簡易書留で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は普通郵便で7月下旬に町田市からお送りします。

※「被保険者証」は「簡易書留・転送不要」で住民票の所在地に送付します。そのため、郵便局へ転居届を出されていても転居先へ転送されませんのでご注意ください。住民票の所在地以外に「被保険者証」の送付を希望される方は、高齢者医療係にご相談下さい。

〔被保険者証等が更新されます〕

後期高齢者医療制度の「被保険者証」と非課税世帯で申請された方に交付している「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成22年7月31日までとなっています。

8月1日以降に使用する「被保険者証」は簡易書留で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は普通郵便で7月下旬に町田市からお送りします。

※「被保険者証」は「簡易書留・転送不要」で住民票の所在地に送付します。そのため、郵便局へ転居届を出されていても転居先へ転送されませんのでご注意ください。住民票の所在地以外に「被保険者証」の送付を希望される方は、高齢者医療係にご相談下さい。

介護保険料

問 介護保険課
保険料係
☎721・3110

介護保険は、介護サービスの給付に必要な財源を、下図のように65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料のほか、40歳以上の方の保険料と公費で賄っています。

皆さんのお支払いになる保険料が介護を支えています。

〔65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料〕

介護保険料は、平成22年度の市民税課税状況等に応じて9段階に設定してあります(表3)。

